

介護支援専門員法定研修負担軽減事業について

目的

県内において介護支援専門員として従事する介護支援専門員の確保・定着

負担軽減額

研修受講料を 10,000 円軽減します

対象者

以下の要件を満たす者

- 神奈川県で指定や委託を受けた研修機関が実施する介護支援専門員にかかる令和 7 年度以降に開講する法定研修を受講し、修了していること
- 県内事業所において、法定研修修了時に介護支援専門員として従事していること

※未就労者については、研修修了後 3 か月以内に県内の事業所で介護支援専門員として従事した場合、対象となります。

※神奈川県以外で登録されている方も対象となります。

対象事業

令和 7 年度以降に開講する、神奈川県から指定又は委託を受けた介護支援専門員法定研修全て

申請方法

各研修機関の募集案内等に記載しますので、ご参照ください。

- 事業の詳細は、次のホームページをご確認ください。

お問合せ先 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課
福祉介護人材グループ
電話045-210-4768（直通）

ホームページ 「介護支援専門員法定研修負担軽減事業について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cm-futankeigen.html>